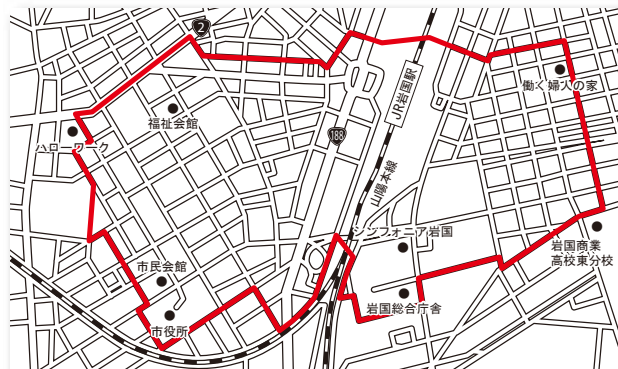


中心市街地活性化対策事業

市では、中心市街地を活性化させるため「中心市街地活性化基本計画」を策定し、活力と魅力あふれる商環境を創出するための事業に取り組んでいます。補助金対象区域は、中心市街地活性化基本計画区域内です。



中心市街地活性化基本計画区域（赤い線内）

●まちなか商店リニューアル助成金

店舗改装などに係る費用の一部を補助します！

対象者 既存・新規店舗の事業者

対象業種 小売業、飲食業、サービス業など不特定多数者が利用でき、直接的に商品やサービスを提供するもので、昼間のにぎわいを創出し一般市民が等しくそのにぎわい・利便性を享受できるもの

※「創業支援補助金」とは併用できません

対象区域 中心市街地活性化基本計画区域内

対象費用 集客力向上のための店舗を改装する工事および店舗で専ら使用する備品の購入（50万円以上）

補助額 対象費用（消費税を除く）の2分の1 ※上限額 100万円

※先着順で、予算の範囲内の交付となります

申込期間 5月9日(火)～15日(月)（秋に2回目を予定）

■申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて中心市街地整備課へ提出

※交付決定は、申請内容について審査会の意見を聴いた上で適当と認めたときに行います

※申請から交付決定までは2カ月程度かかります

※工事の施工などは交付決定後に行い、市内業者に発注してください

※詳しくは市ホームページで確認するか、問い合わせてください

■中心市街地整備課 ☎295105

美容室のリニューアル例



リニューアル前



リニューアル後

●空き店舗活用奨励金

店舗の家賃を一部補助します！

対象者 空き店舗を活用して新規に出店した人

対象業種 小売業、飲食業、サービス業など不特定多数者が利用でき、直接的に商品やサービスを提供するもので、昼間のにぎわいを創出し一般市民が等しくそのにぎわい・利便性を享受できるもの

対象区域 中心市街地活性化基本計画区域内

補助額 家賃の2分の1（3年間補助） ※上限額 年間100万円

申込期間 開業後1年以内

■申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて中心市街地整備課へ提出

※指定決定は、申請内容について審査会の意見を聴いた上で適当と認めたときに行います

※補助金は、指定決定後、半年分の家賃を支払った後（半年経過するごと）に支払います

※詳しくは市ホームページで確認するか、問い合わせてください

■中心市街地整備課 ☎295105

創業者や商業者を支援します！

いわくに創業カレッジ2017(3期生募集)

夢に挑戦！ 市内で創業を考えている方！ あなたの思いを岩国市が応援します

受講対象者 平成30年3月までに創業予定の人または塾開校日に創業から1年を経過していない人

開講期間 5月11日(木)～6月17日(土) (全11回) 18時30分～21時30分 (最終日のみ9時～17時)

場所 岩国商工会議所

定員 おおむね30人 (選考し、結果は4月28日(金)までに郵送またはEメールで通知)

受講料 5千円

申込期間 4月21日(金)まで (必着)

■申込書に必要事項を記入し郵送、ファクスまたはEメールで岩国商工会議所へ提出

宛先 〒740-8639 今津町一丁目18-1

■岩国商工会議所 ☎②4201 FAX②4646 ✉seminar@icci.or.jp

※4月22日(土)に、いわくに創業カレッジ2017の内容を紹介する「いわくに創業スタートアップセミナー」を開催します。受講内容の説明や過去の受講者によるパネルディスカッションを行いますので、ぜひ参加してください

参加者の声

○カレッジに参加してみて、創業に関する専門的な知識を学べたので、自分のやりたい店というものを明確にすることができました。(飲食小売業・女性)

○同じ創業を目指す仲間ができたことにより、カレッジ受講中はもちろん、実際に創業してからも良き相談相手になっています。(グラフィックデザイン業・男性)

創業支援補助金

市内全域が対象です！

対象者 未創業者および創業して1年以内の新規創業者で「いわくに創業カレッジ2017」を修了し、市内で商業活動を営もうとしている人

※一部対象とならない業種があります

※「まちなか商店リニューアル助成金」とは併用できません

対象区域 市内全域

対象費用 店舗改装費、広告宣伝費、備品購入費

補助額 対象費用(消費税を除く)の2分の1

※上限額 ○未創業者 店舗改装費=50万円 広告宣伝費=20万円 備品購入費=30万円

○新規創業者 店舗改装費=25万円 広告宣伝費=10万円 備品購入費=15万円

※先着順で、予算の範囲内の交付となります

申込期間 「いわくに創業カレッジ2017」修了後1年以内

※工事の施工などは交付決定後に行ってください

※詳しくは市ホームページで確認するか、問い合わせてください

■商工振興課 ☎②95110